

計算書類に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等

取引価格と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、当該債券は、会計年度末において、償却原価法により評価する。

- ・上記以外の債券で市場価格のあるもの会計年度末における時価をもって評価する。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品：定額法。

- ・リース資産

ファイナンスリース取引

通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理をおこなう。また、利息相当額の各期への配分方法は利息法とする。ただし、リース契約1件あたりのリース総額300万円以下または、リース期間が1年以内のファイナンスリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。

オペレーティングリース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととする。

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給与引当金

独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度および、島根県社会福祉協議会の退職金制度によっているため計上は行わない。

- ・徴収不能引当金

金銭債権のうち、徴収不能の恐れがあるものは、当該徴収不能の見込額を徴収不能引当金として計上する。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職共済制度および、島根県社会福祉協議会の退職共済制度によっております。

4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

(1) あいサンホーム拠点計算書類(拠点区分資金収支計算書：第1号の4様式、

拠点区分事業活動計算書：第2号の4様式、拠点区分貸借対照表：第3号の4様式)

(2) サービス区分

あいサンホーム本館

あいサンホーム新館

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
該当なし。				
合 計				

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし。

7. 担保に供している資産
該当なし。

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
建物付属設備	1,638,000	1,631,943	6,057
車両運搬具	3,057,000	2,763,449	293,551
器具・備品	35,068,746	30,434,575	4,634,171
合 計	39,763,746	34,829,967	4,933,779

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金 の当期末残高	債権の 当期末残高
事業未収金			
合 計			

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし。			
合 計			

11. 重要な後発事象

島根県高齢者福祉課、感染症対策設備整備事業補助金による、面会ブース導入工事を行う。

施工日、 令和4年11月8日

支払金額、 2,860,000円

施工業者、 島根電工株式会社 雲南営業所

工事代金支払い日、 令和4年11月15日

県補助金入金日、 令和5年2月13日

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし。

